

平成 28 年度農林水産省
「植物品種等海外流出防止
緊急対策事業」

中国における
植物品種保護出願マニュアル
(追補版)

中国における植物品種保護出願マニュアル（追補版）

平成 30 年 3 月

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

平成 30 年 3 月

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

追補版 はしがき

我が国で育成された優良な品種は、日本の農産物の強みの一つであり、海外市場でも高い評価を得ています。一方、近年優良な品種が無許諾のまま他国に持ち出され、生産されている事例が少なくありません。しかしながら、これまで一部の民間企業を除き海外で権利取得をしていなかったため、海外での無許諾生産を差し止めることができない事態となっていました。このような事態を招いている要因としては、主として海外での権利取得の方法が浸透していなかったこと、権利取得のための費用の問題が挙げられます。

そこで、平成28年度の補正予算で措置された植物品種等海外流出防止緊急対策事業では、権利取得のための費用の支援とともに、海外での権利取得についてのマニュアルの作成を行うことになりました。

マニュアルは、実際に対象国を訪問して関係当局への聴き取り調査や資料収集を行い、得られた情報をもとに作成しました。調査にご協力いただいた関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。さらに今回は、平成29年3月度版のマニュアルに盛り込めなかった情報を追補版として作成いたしました。

なお、法律の翻訳については、専門家の校閲を受けたものではありませんのでご承知おき下さい。また時間的な制約から、お届けしたマニュアルについては不十分な点もあるかと思います。さらに今後新たな情報が入れば手直しも必要になってくると思います。これらについては、最新のものを入手次第当協会のホームページで閲覧できるように考えておりますので、そちらもご利用下さい。

本マニュアルが海外での権利取得の促進に寄与することを期待しております。

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会
理事長 吉田 岳志

目 次

	頁
第 1 保護対象植物（和名順）	1
第 2 関連法令の追補	7
1 中華人民共和国植物新品種保護条例の修正に関する国務院の決定	7
2 中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則（農業部分）	1 9
3 中華人民共和国植物新品種保護条例実施細則（林業部分）	3 0
第 3 林業植物関係の出願書類の追補	4 1
1 林業植物新品種権出願に関する審査規則	4 1
2 植物新品種現地審査の専門家情報リスト	4 6
3 植物新品種権証書	4 8
4 植物新品種権願書	5 0
第 4 審査基準	6 1
1 イチゴ	6 1
2 イネ	8 9
3 キク	1 1 7
4 ブドウ	1 4 9
5 リンゴ	1 8 3
6 レタス	2 0 7
第 5 種苗提出の基準の追補	2 2 9
1 農業植物品種権申請用種苗料の提出に関する規定	2 2 9
第 6 品種保護データベースの追補	2 5 1
1 農業部品種権公告検索システム	2 5 1
2 国家林業局新品種検索システム	2 6 1
第 7 中国の植物検疫情報の追補	2 6 3
1 植物防疫所 中華人民共和国 People's Republic of China	2 6 3
2 植物防疫所 中国 品目別検疫条件一覧表（貨物）	2 6 4

「中国における植物品種保護出願マニュアル」 追補版について

この追補版は、平成 29 年 3 月に作成された「中国における植物品種保護出願マニュアル」を補完するものである。

この追補版においては、前回取り扱われていなかった実施細則（農業部分・林業部分）、種苗提出の基準、品種保護データベースを取り上げた。また、保護対象植物のリスト及び植物検疫情報を掲載した。中国における植物品種保護出願全般に関しては平成 29 年 3 月版マニュアルを参照されたい。